

社会福祉法人永寿会 虐待防止の指針

(職員の責務)

第1条 職員は、高齢者虐待防止の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努めなくてはならない。

(通報の義務)

第2条 虐待を受けたと「思われる」利用者を発見した場合には、重大な危険等の有無に関わらず、通報の義務が生じる。

(虐待の定義)

第3条 要介護施設従事者等による虐待には次のようなものがある。

(1) 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的な虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(身体拘束廃止と高齢者虐待)

第4条 利用者本人や他の利用者等の身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止であり、違法な身体拘束はすべて虐待に該当する。

(虐待への対応)

第5条 正確な事実を確認し、速やかに次の対応を講じなければならない。

(1) 速やかな初期対応を行う

- ① 利用者の安全確保
- ② 上司への報告・相談・事実確認
- ③ 組織的な情報共有と対策の検討
- ④ 本人・家族等への説明や謝罪

(2) 前橋市等への通報

(3) 原因の分析と再発防止に向けた取り組み

(4) 成年後見制度の活用啓発

(虐待防止に向けた取り組み)

第6条 高齢者虐待・不適切なケアを防ぐ取り組みを次のとおり行う。

- (1) 虐待の背景要因を解消する（背景要因は相互に関連するため、多角的に取り組む）

- (2) 不適切なケアを減らす（虐待の芽を摘む）
- (3) 利用者の権利利益を守る適切なケアを提供する
- (4) 定期的な委員会の開催・発生時、臨時的な委員会の開催
- (5) 職員の倫理観、コンプライアンスを高めるため、新任者研修や施設内研修（定期的年2回）や外部研修への参加

（職員研修の基本方針）

第7条 職員に対し高齢者虐待防止のための研修を定期的実施する。

(1) 研修の実施

① 定期的な研修の実施（原則年2回）

- イ 新任者に対する研修の実施
- ウ その他必要な教育・研修

② 研修の内容

- ・ 権利擁護、高齢者虐待の5類型。・ 不適切ケア

（指針の公開）

第8条 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針については次のとおりとする。

① 入居者等に関する当該指針の閲覧

- ア ほのぼの荘のホームページにおいて、いつでもすべての方が閲覧可能とする。
- イ 玄関ホールに本指針を常設し、いつでも閲覧できる環境を作る。

② 職員等に関する当該指針の閲覧

- ・ 各部署に常設し、全ての職員がいつでも閲覧できる環境を作る。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この一部を改正する規程は、令和4年4月1日から施行する。